

令和3年度大磯町教育委員会第3回定例会議事録

1. 日 時 令和3年6月17日(木)  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時08分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長  
濱 谷 海 八 教育長職務代理人  
曾 田 成 則 委員  
トーリー 二葉 委員  
大 槻 直 行 教育部長  
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長  
波多野 昭 雄 学校教育課長  
柳 田 美千代 子育て支援課長  
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
北 水 慶 一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長  
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長  
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2名
6. 付議事項  
議案第5号 大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について  
議案第6号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について  
議案第7号 令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
7. その他

## (開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年度大磯町教育委員会第3回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項3件でございます。

本日は4名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

### 【令和3年度第2回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和3年度第2回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず「令和3年度第2回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和3年度第2回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

### 【教育長報告】

教育長) 続いて、教育長報告をさせていただきます。

～ 5月20日から6月16日までの公務を報告 ～

教育長) 諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、5月定例会から本日まで間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事について、ご報告いたします。

「損害賠償の額を定めることについて」でございます。

こちらは、令和3年4月14日に大磯町立国府小学校県道側出入口門で発生した物損事故に伴い、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を定める必要が生じましたが、早急な賠償を実施するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したことについて、議会へ報告し、承認を求めたものでございます。

議会最終日の昨日6月16日に議案を提出し、賛成多数にて可決しております。

本日の報告は、以上でございます。

### 【議案第5号 大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第5号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第5号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』、本文については省略させていただきます。令和3年6月17日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第5号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』、提案理由の説明をさせていただきます。

本案につきましては、大磯町文化財保護条例の規定に基づき、大磯町指定有形文化財指定申請書が教育委員会に提出されたことから、大磯町文化財専門委員会に諮問することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第15号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、歴史・文化担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

歴史・文化担当主幹) 議案第5号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』、説明をいたします。

令和3年6月3日に、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長から大磯町教育委員会に対して、旧池田成彬邸(西園寺公望別邸跡)を、町指定有形文化財としての指定を希望する旨、申請がありました。今回の町指定に向けての申請は、旧池田成彬邸を町指定文化財に位置付けることにより、建物の価値を確かなものとし、後世に残すことを目的として、あがったものです。

池田成彬、西園寺公望の2名の名前が出ておりますが、簡単に人物紹介をいたしますと、池田成彬は三井合名会社の筆頭常務理事を務め、実業界引退後は日本銀行総裁、また、第1次近衛内閣では大蔵大臣兼商工大臣を務められた方です。

また、西園寺公望は第2次、第3次の伊藤内閣で文部大臣を務め、明治後期には通算2期の3年10ヶ月にわたって内閣総理大臣を務められた方です。両名ともに国政において功績のあった人物です。

説明資料の説明に移ります。1頁から26頁までが、町指定有形文化財指定申請書です。1頁をご覧ください。申請の名称及び数量は「旧池田成彬邸(西園寺公望別邸跡)2棟2基、主屋、車庫、門扉、ポンプ室」で、5に記載の建物2棟の構造ですが、主屋がRC造(一部木造)で地上2階地下1階、車庫がRC造(一部木造)で地上2階です。

2頁に移ります。8の作者名は設計が曾禰中條設計事務所、施工が竹中工務店です。曾禰中條設計事務所の代表作としては国の重要文化財として指定されている慶応義塾図書館や小樽市の指定有形文化財の旧三井銀行小樽支店などがあります。

9の沿革ですが、この建物は昭和7年に西園寺公望別邸の跡地に池田成彬の別邸として建築されました。昭和20年4月の空襲により麻布本邸が焼失した後は大磯を本邸としています。成彬逝去後は池田成功が相続し、昭和27年に(株)帝国銀行、昭和29年には商号変更により(株)三井銀行の所有となり、以降銀行の合併により太陽神戸三井銀行、三井住友銀行と商号変更の変遷を経て、令和3年に国の所有に至っております。

3頁は配置図です。敷地は旧滄浪閣の西隣に位置し、西園寺公望の別邸時は「隣荘」

と名付けられていました。頁の上側が北で国道1号線の近くに車庫、東側にポンプ室、ポンプ室に記載がありませんが門扉、平面図に示されている敷地の中央には主屋、西側には洗場と釜場があります。

続いて、4頁をご覧ください。文化財指定範囲（案）です。先ほどは洗場と記載がありました流し場並びに釜場は年代が不明であるため、指定の範囲から外し、建築年代がほぼ同じと思われる主屋、車庫、門扉、ポンプ室の2棟2基が指定範囲の（案）となっています。

5頁から7頁は地下1階、地上1階、2階の平面図です。8頁から11頁が北側、西側、南側、東側の立面図で、12頁から26頁が外観及び内装の写真となっています。

27頁が大磯町文化財保護条例に基づきます同意書となっています。

続きまして、28頁は文化財専門委員長宛ての諮問書の（案）です。諮問の理由ですが、旧池田成彬邸の文化財的な価値として、「旧池田成彬邸（西園寺公望別邸跡）は、内閣総理大臣を歴任した西園寺公望の別邸跡地に、池田成彬が昭和7年に建築した建物である。曾禰中條設計事務所の設計によるもので、生活空間の全てが洋式といった昭和初期としては数少ない本格的な洋館建築である。洋館の主屋だけでなく門扉や付属屋（車庫、ポンプ室）を含め、ほぼ建築当時の建物が現存している。

主屋は地下1階、地上2階の建物で、開口部の扁平アーチや広間の柱や梁の表し、各所に配置された窓や暖炉や温室等の随所に、英国風の様式を意識した意匠が見られる。鉄筋コンクリートの堅牢な造りは、昭和初期の建築技術を今に伝える、貴重な建築物と言えることをあげております。

29頁、30頁につきましては、町指定申請に係る「大磯町文化財保護条例」、「大磯町文化財保護条例施行規則」、「大磯町教育委員会教育長事務委任規則」の抜粋で、文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき事務を進めるものでございます。

以上、ご審議いただきまして、町指定有形文化財への指定に伴う諮問についてご承認いただきますようお願いいたします。

教育長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

曾田委員） 今お話をうかがいまして、大磯町には立派な建物がたくさんございます。もともと文化財にあふれた町であろうかと思えますし、ほかの町と比べものにならないくらいあるのではないかと考えております。

今の時点で、計画的にはあとどのくらい文化財を諮問されるようなことを考えておられるか、わかる範囲内で教えていただけるとありがたいです。

歴史・文化担当主幹） 具体的には、数は何件であるとは言いつらい状況にはあるのですがけれども、今現在、明治記念大磯邸園の建物につきましては4棟目の指定の手続きを進めています。基本的には明治記念大磯邸園に関しましては、今回が以上となるんですけれども、これから、例えば、民間の安田善次郎邸などの建物も候補としては考えられる要素がございますし、再度、建築物に関して、事務局のほうで具体的に候補となりうるものを再度確認いたしまして、また、建物以外でも有形文化財において指定になりうるものをまたさらいまして、引き続き指定などの事務手続きをしていきたいと思っております。以上です。

曾田委員） 私はあと何件かと聞きたいと思ったわけではないのですが、この町はそのようなものにあふれた町でございますから、まだ沢山あるということが良く分かりました。ありがとうございました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第5号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第5号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

<結果>異議なく原案どおり可決

### 【議案第6号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について】

教育長) 次に、議案第6号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第6号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、本文については省略させていただきます。令和3年6月17日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第6号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、提案理由の説明をさせていただきます。

本案につきましては、大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の任期が、令和3年6月30日で任期満了となることから、「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」第3条及び第4条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第6号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の任期は、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となっております、この6月30日で満期となります。

任期満了に伴い、大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たな委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、いじめ問題対策・調査委員会の設置等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの「大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則」中、第4条に「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない」とありますので、今回、提案させていただく委員の中には、再任の方もいらっしゃいます。

4ページは、今回の改選前における、いじめ問題対策・調査委員会委員の名簿でございます。このうち、再任となりますのは、古谷泰宏氏、古屋茂氏、安池幸子氏、竹内清氏、猪股誠司氏でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第6号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第6号『大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

<結果>異議なく原案どおり可決

### 【議案第7号 令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について】

教育長) 次に、議案第7号『令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第7号『令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』、本文については省略させていただきます。令和3年6月17日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育部長) 議案第7号『令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』、提案理由の説明をさせていただきます。

本案につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づく、令和4年度に大磯町立小・中学校において使用する教科用図書の採択を行うための方針を定めるため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第7号『令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』、補足説明をさせていただきます。

令和3年度より使用しております中学校の教科書につきましては、昨年度に採択していただきましたが、その後、社会の歴史分野におきまして、新たに一社の教科書が検定に合格しました。このことを受けて、社会の歴史分野のみ教科書を採択することになった経緯がございます。

説明資料の1ページ、資料1をご覧ください。

令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由でございます。

大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという方針や基準を「令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。この採択方針により、今後の採択手続きを進めていくこととなります。

2ページから4ページには、議案にあります教科用図書の採択に係る法令の抜粋を載せてございます。また、5ページ以降は参考資料となっております、令和4年度神奈川県の義務教育諸学校使用教科用図書採択方針でございます。

補足説明につきましては、以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありました、ご質問、ご意見があればお願いします。

濱谷委員) 今の説明の中で、社会科の教科書が新しく1冊追加で指定されたという話ですが、その出版社名を教えてください。

学校教育課主幹) 自由社でございます。

濱谷委員) わかりました。

教育長) ほかにいかがですか。

トーリー委員) その教科書はもうこちらのほうに届いているのでしょうか。

学校教育課主幹) こちらのほうに届いておりますので、後ほどお渡ししたいと思います。

トーリー委員) 承知いたしました。その採択は日程的にいつ頃ですか。

学校教育課主幹) 来月の定例会にて採択予定ですが、この後、事務連絡調整会議におきまして詳しく説明をさせていただきます。

また、他の市町村と同じような日程で採択をさせていただこうと考えております。

トーリー委員) 承知いたしました。ありがとうございます。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第7号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第7号『令和4年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書採択方針について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

<結果>異議なく原案どおり可決

### 【報告その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

濱谷委員) 日にちを忘れてしまいましたけれども、5月だったかと思いますが、読売新聞に国府中学校のICTを使った金融教育が行われたということが大変大きく取り上げられて記事に書いてありました。その辺りの経緯を教えてください。

学校教育課主幹) 金融教育の授業が行われた経緯でございますが、令和2年度に企業派遣ということで、大磯町か1名の社会科教員が銀行のほうに派遣をされておりました。銀行に派遣された際に、金融教育について企画する部署に配属されておまして、その頃から派遣を終えて学校に戻りました時に、大磯の生徒に金融教育をしていこうということで研究を進めていた経緯がございます。

そのため、1年の研修を終えて戻って来ましたので、お金について知ってもらいたいということで授業を企画いたしました。

この後もまた何度か授業をするということで、その時は教育委員会のほうも授業参観に行きたいと考えております。以上です。

濱谷委員) ありがとうございます。私はホームページを確認していませんが、このような大変良い内容の話はホームページにはアップされているのですか。

学校教育課主幹) 大磯町のホームページということでしょうか。

濱谷委員) そうです。

学校教育課主幹) 申し訳ございません。大磯町のホームページにはアップはしてございません。

濱谷委員) 先駆的な教育に取り組んでいる事例を教育委員会から町民の皆さんに発信していただければありがたいなと要望いたします。ご検討ください。

学校教育課主幹) ご意見ありがとうございます。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

#### ■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、7月15日、木曜日、午前9時30分から本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和3年度大磯町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和3年7月15日

教 育 長      熊 澤 久

教育長職務代理者      濱 谷 海 八

委 員      曾 田 成 則

委 員      ト ー リ ー 二 葉